

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定に基づき、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定に基づく申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

音羽三和会地区（防犯対策を推進する地区）

(2) 団体名及び代表者

音羽三和会 会長 鶴岡 明 氏

(3) 申請内容

別紙申請書参照

(4) 地区の範囲

音羽二丁目1番

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和元年7月1日 推進地区指定の申請

令和元年7月26日 第39回安全・安心まちづくり協議会開催（審議）

令和元年8月19日～9月17日 該当地域の区民意見聴取

令和元年9月 推進地区指定の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

令和元年 7月 1 日

文京区長 殿



団体名 音羽三和会
代表者 氏名 会長 鶴岡 明
住所 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

音羽三和町会は、護国寺から江戸川橋に向かう音羽通りを挟んで、片側は大塚警察署、(株)講談社、反対側には大小合わせて6棟のマンションや株式会社大木、個人宅5軒と細い裏通りからなる区域となっています。

特に裏通りにはごみの不法投棄や、ペンキによるいたずら書きが見られ、東京都の土砂災害指定区域となった崖があります。夕暮れ以降は表通りより暗くなることから、防犯対策の面からもぜひ「防犯対策を推進する地区」としての申請をお願いしたいと思っております。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

現在、当町会では、有志による月2回の夜間パトロールを実施しているほか、昼間は違法運転の自転車等に対する注意を行うなど、安全・安心に気を付けておりますが、以前とは異なり商店は2軒となり、勤めに出ている人はなかなか集まれないという状況にあるため、皆単独行動になってしまいます。

このような状況を踏まえ、音羽三和町会の地区において、これまで以上に防犯意識を高めていくとともに、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学の通学路にもなっていることから、防犯カメラを設置することにより、地域の安全性を高めていきたいと考えています。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

音羽三和会地区

4 指定を希望する期間

指定後5年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1) これまでの地域活動(実績)

- 有志による月2回の町内一周防犯パトロールを実施しています。
- 年に1回の防災訓練を町会として実施しています。
- 普段不在にしている人も多いことから、祭礼の際における人とのふれあいを大切に、居住者の確認も行うようにしています。
- 町内における異変や、ごみ出しの状況、人の異常行動などには特に注意を払っています。
- 危険な違法運転を行う自転車等に常に注意するようにしています。

(2) 今後の活動内容(予定又は今後の希望)

- 現在までの活動を着実に継続するとともに、これまで足を延ばすことが難しかった裏通りのパトロール実施を検討します(防犯カメラが設置されることにより、安心してパトロールできるようになります)。
- 土砂災害ハザードマップに掲載されている危険地域について、注意して監視していきます。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること

